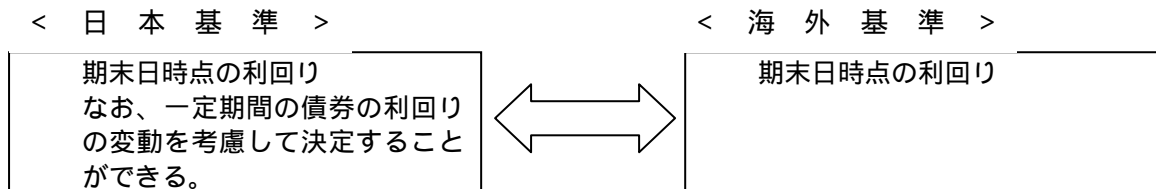


回廊アプローチの導入是非に関する検討

１．退職給付会計基準の考え方と回廊アプローチの関係について

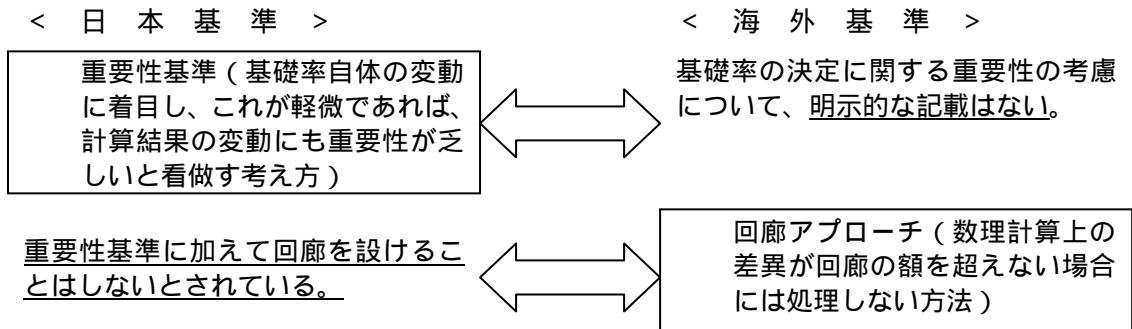
A．割引率の基礎となる債券の利回りの取扱い

日本基準では、退職給付債務の計算における割引率の取扱いに関して、その基礎とすべき債券の利回りについて、長期債券の市場利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合には、期末時の利回りを使用することが妥当でないこともあり得るものとして、そのような場合には、割引率は一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができるとしている（退職給付会計基準注解（注６））。



B．数理計算上の差異の取扱い（基礎率の変動に対する対処方法）

退職給付債務が長期的な見積計算であることから、数理計算上の取扱いについて、回廊アプローチではなく、重要性基準を採用したとしている（退職給付会計基準意見書四三。）。



２．問題の所在

上記Aの注解（注６）については、期末日の利回りを原則としながらも、長期間にわたって割引引かれる性質をもつ退職給付債務に関して、期末一時点の市場利回りで割引くことが必ずしも適切とはいえないことが考慮されたものと解釈されているが、実務における適用上は、一時的な異常な要因による影響の補正というよりも、より一般的なスムージングのための手法として用いられている場合が多いと言われているため、国際的なコンバージェンスの目的以外に、この点からも見直しが必要とされる。

また、上記Bの重要性基準については、長期的な見積計算である退職給付債務の計算において、軽微な基礎率の変化を捉えてことさらに厳密な数理計算を行うことは会計実務に過大な負担をかけるものとして考慮されたものと解釈されている。

AとBは別の問題であるが、今般の退職給付債務の計算における割引率の取扱いの見直しにあたって、重要性基準の取扱い（すなわち、重要性基準の廃止と回廊アプローチの導入）も一体(セット)で見直す必要があるかどうか論点となっている。

<補足>

- の存在は、日本基準と海外基準の重要な差異として指摘(EU同等性)されている。
- と の2つの方法は、いずれも基礎率の変動による退職給付債務の(軽微な)変動への対処としての役割を果たすが、それぞれ効果は異なる(日本基準の方がP/L面で厳しいとの意見や、海外基準の方がB/S面(残高の注記による場合も含む。)で厳密であるとの意見がある。)。また、実務負担も異なる。

３．重要性基準と回廊アプローチの比較（イメージ）

（前提）

次のような退職給付制度を想定する。

- a 期首時点の未認識数理計算上の差異は 0
- b 期首割引率 3.0%
- c 平均残存勤務期間 19年（このとき、割引率 0.5%の変動までは PBO が 10%変動しないと推定できるものとしている。）
- d 期末の年金資産の公正価値は 1,000
- e 当期に年金資産に係る数理計算上の差異は生じていない。
- f 期末割引率の変動によって、期末の退職給付債務(PBO)を計算した場合には次のような変動がある。

	期末割引率			
	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%
退職給付債務(PBO)	900	1,000	1,100	1,200
未認識数理計算上の差異	100	0	100	200
回廊の制限額	100	100	110	120
回廊超過額	0	0	0	80
重要性基準の場合の処理額（x年で按分処理）	償却なし (計算しない)	償却なし	償却なし (計算しない)	200/x
回廊アプローチの場合の処理額（x年で除した額）	償却なし	償却なし	償却なし	80/x

重要性基準を採る場合

- 重要性基準を採る場合、退職給付債務が 10%変動しないと推定される間（期末割引率が 2.5%から 3.5%の範囲に収まる間）は、割引率の見直しを行わないことができる。
- 通常、各期の発生額を年度ごとに管理して、規則償却処理をすることとなる。

回廊アプローチを採る場合

- 回廊アプローチを採る場合、回廊の制限額に収まる間は費用処理を行わないことができる。回廊の制限額については費用処理の算定に含めないことができる。
- 超過額が発生した期の翌期に、累積残高を一定の年数で除した額を費用処理することとなる。

４．回廊アプローチを導入（重要性基準廃止）するかどうかについて（論点）

（事務局案）

回廊アプローチは導入しないこととしてはどうか。

左記は第 34 回専門委員会（2/1）における事務局提案。

（理由）

- ・ 退職給付債務の計算に関する「見積りの変更」への対処として、これまでにない特殊な方法（回廊アプローチ）を採用することとなる。
- ・ これまで我が国の退職給付会計基準では、過去勤務債務と数理計算上の差異に費用処理について（基本的には）同様に取り扱ってきた。回廊アプローチを導入するとすれば、過去勤務債務の費用処理方法との関係の整理などが、新たな論点として発生し得る。
- ・ 回廊アプローチを導入した場合には、割引率の変動に係る数理計算上の差異だけではなく、年金資産に係る数理計算上の差異を含めた額で、回廊の額を超えたかどうかを判断することとなるため、当該差異の処理方法にも影響を与えることとなる。
- ・ IASB が現在検討している退職後給付プロジェクトのフェーズ 1（2011 年頃までに完成を目指す）とされる。）の中では、回廊アプローチの廃止が検討されており、今回導入したとしてもすぐに見直しが行われることが考えられる。
- ・ 割引率の取扱い（注解（注 6））だけを見直して、回廊アプローチを導入しないとしても、これまでと比較して極端に日本基準における取扱いが厳しいとまでは言えない。

上記に関して、第 34 回専門委員会では次のような意見があった。

（回廊アプローチについて）

- ・ 他に影響があることを理由に回廊アプローチを導入しないのはいかなものか。回廊アプローチについてじっくり検討するべきである。
- ・ IASB が回廊アプローチの廃止を決定したわけではないので、検討がされていることを、回廊アプローチを導入しない理由とするのは適当でない。
- ・ 回廊アプローチを導入するとこれまでと根本的に違うものになるので今回の議論とは切り離すべきである。回廊アプローチがないと日本基準が厳しすぎるということにはならない。むしろ重要性基準を廃止すべき。

（現行の重要性基準について）

- ・ 現行の重要性基準では期末の利回りに基づく退職給付債務が算定されないことが海外基準と大きく異なる。重要性基準を廃止してしても現状では実務への影響は大きくない。
- ・ 重要性基準があるが故に日本基準が批判されるとすれば、そのままにしておくことは適当でない。
- ・ 現在示されている論拠では重要性基準を残す理由としては弱いのではないか。
- ・ 仮に回廊アプローチを導入しないならば、現行の重要性基準を残すことが必要である。重要性基準は実務において使われている。
- ・ 平準化メカニズムがあった方が情報の有用性が高いという検証があることも考慮するべき。

[参考]

IAS 第19号「従業員給付」における回廊アプローチの取扱い

以下は、IAS 第19号からの関連部分の抜粋

保険数理差損益

92. 第54項に従って給付建債務を測定するに当たり、企業は、第58A 項を条件として、前期末現在における未認識の保険数理差損益の正味累積額が次の大きい方の金額を超過する場合には、保険数理差損益の一部を（第93項で明示するところにより）収益又は費用として認識しなければならない。

(a) 当該日（前期末）現在の給付建債務の現在価値（制度資産控除前）の10%；及び

(b) 当該日（前期末）現在で制度資産があればその公正価値の10%。

当該制限額は、給付建制度ごとに別個に計算し、適用しなければならない。

93. 保険数理差損益のうち個々の給付建制度について認識すべき部分は、第92項に従って決定された超過額を、当該制度に加入している従業員の予想平均残存勤務期間で除したものである。ただし、損益の双方に同一の方法を適用し、かつ当該方法を各期間にわたり継続して適用する限り、企業は、保険数理差損益をより早期に認識する結果になる規則的な方法はどれでも採用することができる。保険数理差損益が第92項で明示した制限以内にとどまる場合でも、企業は、当該損益に前述の規則的な方法を適用することができる。

93A. 第93項で容認されているように、企業は発生した期間で保険数理差損益を認識する方針を採用する場合には、以下に關しすべてそのように認識することを条件に第93B 項から第93D 項に従って、その他の包括利益の中で認識することができる。

(a) 給付建制度のすべて

(b) 保険数理差損益のすべて

93B. 第93A 項で容認されるようにその他の包括利益の中で認識する保険数理差損益は、包括利益計算書に表示しなければならない。

93C. 第93A 項に従って保険数理差損益を認識する企業は、第58項(b)に定められる制限により生じる調整額も、その他の包括利益の中で認識しなければならない。

93D. その他の包括利益の中で計上された、保険数理差損益及び第58項(b)に定められる制限により生じる調整額は即時に利益剰余金に計上しなければならない。その後、期間損益に再分類することはできない。

94. 保険数理差損益は、給付建債務の現在価値か、又は関連する制度資産があればその公正価値の増加又は減少から生じる。保険数理差損益の原因には、例えば以下に掲げるようなものが含まれる。

- (a) 予想外に高率若しくは低率の従業員の退職，早期退職若しくは死亡，又は給与，給付（制度の正式な条項又は推定的条項がインフレーションによる給付の増加について規定している場合）若しくは医療費の増加；
- (b) 将来の従業員の退職，早期退職若しくは死亡に関して，又は給与，給付（制度の正式な条項又は推定的条項がインフレーションによる給付の増加について規定している場合）若しくは医療コストの増加に関する見積りの変更の影響；
- (c) 割引率の変更の影響； 及び
- (d) 制度資産の実際収益と制度資産の期待収益との間の差異（第105項から第107項を参照）。

95. 長期的には，保険数理差損益は互いに相殺されるかもしれない。したがって，退職後給付債務の見積額は，最善の見積りの近辺の範囲（すなわち「回廊」）であるとみることがある。企業は，その範囲以内にとどまる保険数理差損益を認識することを許容はされるが要求はされない。保険数理差損益がプラス又はマイナス10%の「回廊」の外に出る場合には，本基準は最小限，その特定部分を認識することを要求する。[付録Aは，保険数理差損益の取扱いも含めて例示している。]本基準はまた，それらの方法が第93項で示した条件を満たす限り，より早期に認識する規則的な方法も許容している。その許容された方法には，例えば，「回廊」の中と外の，すべての保険数理差損益を直ちに認識する方法を含む。第155項(b)の(iii)は，事後に生じた保険数理差益の会計処理に当たり，経過負債の未認識部分があればそれを考慮する必要性について述べている。

以下省略

以 上